

豊橋市監査公表第6号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、定例監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和7年10月10日

豊橋市監査委員	鈴木 教 仁
同	野 口 洋
同	梅 田 早 苗
同	本 多 洋 之

令和6年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	公表 番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措 置 結 果	措置通知日 年月日
財務部	資産税課	07-1	指摘 事項	固定資産地理情報システム用サーバー等賃貸借において、単年度の再リース契約とは別に、翌年度の債務を負担する内容の覚書を賃貸人と締結していた。地方自治法等関係法令にのっとり適正な事務処理をされたい。	本覚書については、リース会社に当該覚書を破棄するよう申し入れを行った結果、令和7年4月4日付けで破棄の合意を得られ、後日当該覚書の回収を行った。 再リース契約を締結する際には、適切なリース期間の設定及び予算制度を十分に理解し、契約事務を行うよう、再度担当者をはじめ課内において、令和7年5月に周知を行った。	R7.5.22
		07-1	指摘 事項	一般競争入札に係る決裁において、入札公告についても併せて決裁しているが、起案文書の決裁区分を部長専決としたにもかかわらず部長の決裁を受けていなかったのも、決裁規程にのっとり適正な事務処理をされたい。	一般競争入札における入札公告の決裁について、部長決裁とするよう、改めて令和7年5月に課内周知を行った。併せて、入札公告以外についても、決裁する際は決裁規程の決裁区分を確認するよう、課内周知を行った。	R7.5.22
		07-1	意見	軽自動車税の賦課更正の決裁において、起案日のみ記載されており、決裁日や施行日が記入されていない事例が散見されたので、決裁日や施行日を記載し、決裁を完結させるよう適切な事務処理に努められたい。	文書の処理について、保存箱に収納する前に決裁日及び施行日の記入漏れをチェックするシートを活用するよう令和7年5月に課内周知を行った。	R7.5.22
産業部	競輪事務所	06-22	指摘 事項	ウィンチケット勝者投票券発売等に関する業務委託において、再委託の業務内容が契約書に明記されていない業務となっていた。令和4年度定例監査で他の委託業務について同様の意見が示されたにもかかわらず十分な措置を講じているとは考えられないので、関連する業務についても指摘事項等を共有し適正な事務処理をされたい。	ウィンチケット勝者投票券発売等に関する業務委託については、令和7年度分の契約から、再委託を承諾する業務内容について契約書に明記した。また、令和7年4月に指摘事項の内容について課内で共有し、関連する業務についても適正な事務処理を徹底すること、及び決裁過程において確認を徹底することを周知した。	R7.6.27
		06-22	意見	競輪開催業務総合運営委託の委託業務下請届の承諾において、場内警備については雑踏警備業務2級以上の資格を有する者を必ず配備することとされているが、合格証明書が添付されているもののこの警備会社の従業員なのか不明な事例等があった。受託者から口頭で確認しているとのことだが、警備に係る監督責任の所在を明確にするためにも書面で提出させるなど適切な事務処理に努められたい。	競輪開催業務総合運営委託の委託業務下請届の承諾において、場内警備については、令和7年度より合格証明書とともに警備員名簿を書面で提出させることとした。また、令和7年4月に指摘事項の内容について課内で共有し、適切な事務処理を徹底すること、及び決裁過程において確認を徹底することを周知した。	R7.6.27
	農業企画課	06-22	意見	農業関連公共用地除草業務委託において、業務報告書では除草したごみの処分が一部確認できず、除草実施日の記録にも齟齬があったが検査合格としていたので、業務管理を徹底し業務報告書の内容を十分に確認するなど適切な検査事務に努められたい。	業務委託の業務管理及び業務報告書の内容（除草したごみの処分量や除草実施日など）については複数職員で確認し適切な検査事務を行うよう5月の朝礼などにおいて周知徹底した。	R7.6.11
		06-22	意見	東京都への出張において、宿泊費が規定額を上回る金額であったが、特別決裁における特別の事情が明示されていなかった。また、安城市への出張において、復命書の日付が出張日前の日付であった。これらのことは、チェックが不十分であることが原因なので、課内のチェック体制を確立し、適切な事務処理に努められたい。	旅行命令の特別決裁においては、備考欄に特別の事情が記載されていること、復命書の決裁においては、日付が適正であることなども含め旅費規定や手引き等にとりより、複数職員で確認することを5月の朝礼などにおいて周知徹底した。	R7.6.11

令和6年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
産業部	農業企画課	06-22	意見	後泊に関する基準は旅費支給条例や施行規則等には定められていないが、「旅費に関するQ&A集」では、午後10時以降に豊橋駅等に到着する旅行の場合には後泊とすることとされている。 東京都への旅行命令において、午後10時までに豊橋駅に到着できる行程であったにもかかわらず、豊橋駅に到着する時刻の確認を怠り宿泊の命令をしていたので、適切な旅費の支出事務に努められたい。	旅行命令をする際には「旅費に関するQ&A集」をはじめ旅費規定や手引きを準拠することとした。後泊については豊橋駅への到着時刻等の確認を複数職員で行うとともに、決裁時にも確認を徹底することとし、5月の朝礼などにおいて周知した。 また、今回の旅行における後泊に係る旅費については3月に市に戻入した。	R7.6.11
建設部	土木管理課	06-17	意見	道水路改良関係登記委託業務において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により一者随意契約をしているが、理由書の記載が不十分かつ抽象的である。履行可能な者が一者に特定される場合には、その根拠を整理し、理由書に具体的に記載するよう努められたい。	令和7年度契約（令和7年5月7日付）より一者随意契約の理由について、「土地家屋調査士協会 及び 司法書士協会が、官公署等が行う不動産関連の登記に関する嘱託登記業務を処理することを目的とし、法務大臣の許可を受けて設立された唯一の団体であり、適正かつ迅速に処理を行っている実績もあることから同協会と一者随意契約をする」という旨の内容に改め、3月に課内会議で情報共有した。	R7.6.27
	建築課	06-17	意見	東口駅前広場北側エレベーター設置等実施設計業務において、建築士法第24条の7に基づく重要事項説明書の「説明を受けた建築主」欄に市長名を記載しているが、決裁を受けていない。また、重要事項説明書と同日に提出された再委託申請書で内容に齟齬が見られた。こうした不備事例が発生していることは、課内での確認が十分でないと考えられるため、書類のチェック体制を強化するなど適切な事務処理に努められたい。	重要事項説明書の「説明を受けた建築主」欄に市長名を記載し、加えて括弧書きで実際に説明を受けた担当者を併記し、決裁処理を徹底することとした。また、受託者から提出される複数の書類間の整合確認を含め、決裁上での確認者のチェックを徹底することとした。以上のことについては、令和7年3月の課内勉強会にて周知徹底を図った。	R7.5.7
都市計画部	区画整理課	06-22	意見	換地計画図書等作成委託業務において、変更設計書の業務内訳表とそれに対する代価表の名称が異なっているものや、仕様書の業務内容が曖昧なものが見受けられた。これらの不備は、不適切な契約の履行につながるおそれがあるため、設計書の表記においては、必要事項を明確に示すよう努められたい。	指摘後直ちに、設計や検算の過程を複数の職員でチェックする体制に強化するとともに、設計書、仕様書などの契約書類の表記について、必要事項を明確に示すよう課内職員に周知徹底した。	R7.4.18
		06-22	意見	令和5年度豊橋柳生川南部区画整理組合事業報告書において、通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結しているものが見受けられた。工期設定については、工事等の規模及び難易度などの条件を適切に考慮した上で実施工程等により算定するよう、適切な指導に努められたい。	指摘後直ちに、土地区画整理組合に対し工事規模等に即した適切な工期を設定するよう指導するとともに、課内職員に対し設計時に適切な工期が確保されていることを確認するよう周知徹底した。	R7.4.18
市民病院	管理課	06-23	指摘事項	医師の復命について、職員服務規程に用務概要を復命しなければならないとあるにもかかわらず、復命書に用務概要の添付や記載のないものが散見された。旅行命令に従って旅行や用務を行ったことが正確に確認できるよう、当該規程ののっとり適正な復命処理をされたい。	医師の復命書については、令和7年3月より、豊橋市職員服務規程第6条第1項に定めがあるものを除き、すべての出張において提出を依頼し、添付書類として参加証から学会の概要へ変更するよう様式を見直し、周知したことで、不備をなくすようにした。	R7.7.23

令和6年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

部 名	課 名	公表 番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措 置 結 果	措置通知日 年月日
市民病院	管理課	06-23	指摘 事項	感染症病棟整備工事監理業務において、対象工事の工期を延長したにもかかわらず、業務期間を延長しなかったため、業務期間後に一部の業務を履行させていた。業務内容に変更が生じた場合には、適正に契約を変更されたい。	仕様書で定められた工事監理業務を履行したことを業務期間後ではあったが、令和6年2月29日に確認したうえで完了報告を受理して処理を行い検査合格としている。 今後においては監理対象の工事の工期を延長する場合は、業務期間を延長する契約変更を行うこととし、適切な設計変更の手続きを行い、業務期間内に業務の履行を確認するよう令和7年3月に課内ミーティングによって関係職員に周知徹底を図った。	R7.7.23
		06-23	意見	委託契約書において、委託金額の前に「金」・「¥」といった改ざん防止が記載されていない事例があったので、契約書のチェック体制を強化するなど、適切な事務処理に努められたい。	令和7年4月より本事例の事務局内共有を図るとともに、契約書のチェック体制を強化し、契約担当者による確認だけでなく、別の職員による確認も実施することとした。	R7.7.23
		06-23	意見	令和5年度の市民病院職員公舎賃借料において、第5回目の検査時に履行確認した年月日と検査職員の氏名が記載されていなかった。このことはチェックが不十分であることが原因なので、課内のチェック体制を確立し、適切な事務処理に努められたい。	当該賃貸借契約については、検査職員による履行確認はされていたものの、履行確認欄への記載が漏れていた。そのため、検査職員だけではなく、事務担当者による確認を徹底するなど、令和7年4月にチェック体制を確立するとともに、課内に周知した。	R7.7.23
		06-23	意見	エネルギーサービス事業の履行確認検査において、実施要領書に記載されている定期点検・法定点検等の管理記録及び各機器のメンテナンス記録等を口頭により報告を受けて履行確認していた。受託者に対してはこれらの記録を含んだ報告書の提出を求めるとともに、業務の適切な履行確認に努められたい。	受託者に対して報告書の提出を求めるとともに、実施要領書に基づいた報告書の内容であることを令和7年3月に確認した。 今後においても実施要領書に記載されている内容の履行状況について、適宜確認を行うよう令和7年3月に課内ミーティングによって関係職員に周知徹底を図った。	R7.7.23
	医事課	06-23	意見	令和3年4月より診療費後払いサービスを導入し、患者の利便性の向上と会計待ち時間の短縮を図っており、令和7年1月より利便性の高い新サービスへ更新を行っている。しかしながら利用率は5%程度となっているので、新サービスの周知とともに利用者の増加を図り、会計待ち時間の更なる短縮に努められたい。	会計待ち時間の更なる短縮につながる診療費後払いサービスの利用率向上のため、利用者向けサポートや効果的な周知が必要であることを令和7年4月17日に課内関係職員に共有した。 効果的に周知できるよう、当日会計待ちの患者に対して利用案内チラシの配布を行った。また、利用者向けのサポートとしてフロアスタッフによる後払い受付時の操作説明及び補助を実施した。 利用環境面についても、利便性の高いスマホアプリによる利用が快適に行えるよう、令和7年6月3日に院内の公衆無線LAN(Wi-Fi)のネットワークの利用方法について精算機付近に掲示して周知した。 令和7年6月6日からは、外来エリアやアトリウムに設置されている病院情報を映像で発信するメディネットシステムを活用して、後払い利用促進の動画を放映し、後払いサービスのメリットや利用方法について情報発信した。	R7.7.23

令和6年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

部 名	課 名	公表 番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措 置 結 果	措置通知日 年月日
上下水道局	営業課	06-24	指摘 事項	スマートメーター通信端末結線委託業務において、単価契約時の予定数量により支出負担行為を決裁しているが、追加発注により支出負担行為金額を超過したにもかかわらず、変更支出負担行為を決裁していなかった。また、発注書により発注を行う決裁において、課長専決とすべきところ課長補佐専決としていた。予算決算会計規則及び上下水道局処務規程にのっとり適正な事務処理をされたい。	予算決算会計規則及び上下水道局処務規程等の基本的知識の定着と適正な事務処理の意識向上を図るため、令和7年3月12日、13日に課内全職員を対象に会計事務等に関する研修会を実施した。 また、課長補佐専決としていた決裁については、上下水道局処務規程に基づいて課長専決又は主査専決と改めた。 なお、人事異動等による問題の風化を防ぐために、4月に定例監査の内容について主査以上で情報共有と再発防止の注意喚起を行った。そして、令和7年3月28日（令和7年4月1日施行）に改正された契約規則、上下水道局処務規程、上下水道局会計規程及び「随意契約における予定価格の作成」の内容も職員に周知し、適切な事務が行えるよう働きかけた。	R7.8.18
		06-24	指摘 事項	給水車2tポンプ修繕において、10万円を超える契約であるにもかかわらず予定価格書を作成していなかった。予定価格書の作成は適正な価格で契約を締結するために必要な手続であるので、上下水道局契約規程にのっとり適正な事務処理をされたい。	上下水道局契約規程にのっとり適正な事務処理を行えるよう、予算決算会計規則及び上下水道局処務規程等の基本的知識の定着と適正な事務処理の意識向上を図るため、令和7年3月12日、13日に課内全職員を対象に会計事務等に関する研修会を実施した。 また、人事異動等による問題の風化を防ぐために、4月に定例監査の内容について主査以上で情報共有と再発防止の注意喚起を行った。そして、令和7年3月28日（令和7年4月1日施行）に改正された契約規則、上下水道局処務規程、上下水道局会計規程及び「随意契約における予定価格の作成」の内容も職員に周知し、適切な事務が行えるよう働きかけた。	R7.8.18
		06-24	指摘 事項	軽貨物車の購入において、契約執行伺書の決裁日前に契約した事例が見受けられた。令和3年度定例監査の営業課への指摘を受けて、起案者が決裁後の書類確認を確実にを行うよう職員に周知徹底を図ったと措置通知が提出されたものの措置内容が共有されておらず、決裁に関する再度の不備が発生したことを重く受け止め、再発防止に向けた実効性のある取組を全職員で共有して適正な事務処理をされたい。	今回の再度の指摘を重く受けとめ、決裁日の誤記載に代表されるような決裁の不備を是正できるよう、また、措置内容の効果が継続するよう、令和7年3月12日、13日に課内全職員を対象に会計事務等に関する研修会を実施し、定例監査の情報を総務課を含めて共有して課の課題を共有し、予算決算会計規則及び上下水道局処務規程等の基本的知識の定着と適正な事務処理の意識向上を図った。 また、人事異動等による問題の風化を防ぐために、4月に定例監査の内容について主査以上で情報共有と再発防止の注意喚起を行った。そして、令和7年3月28日（令和7年4月1日施行）に改正された契約規則、上下水道局処務規程、上下水道局会計規程及び「随意契約における予定価格の作成」の内容も職員に周知し、適切な事務が行えるよう働きかけた。	R7.8.18
		06-24	意見	地理情報システム構築業務及び土木積算システム賃貸借において、支出負担行為決裁書に決裁日が未記入であった事例が散見されたので、適切な事務処理に努められたい。	予算決算会計規則及び上下水道局処務規程等の基本的知識の定着と適正な事務処理の意識向上を図るため、令和7年3月12日、13日に課内全職員を対象に会計事務等に関する研修会を実施し、その中で、決裁後の文書処理についても適切に行うよう注意喚起を行った。 また、人事異動等による問題の風化を防ぐために、4月に定例監査の内容について主査以上で情報共有と再発防止の注意喚起を行った。	R7.8.18

令和6年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

部 名	課 名	公表 番号	区 分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措 置 結 果	措置通知日 年 月 日
上下水道局	営業課	06-24	意見	宅地内汚水ポンプ設備設置費補助金の交付決定に係る決裁において、当該補助金交付要綱にポンプ設置経過年数が7年以上の場合、更新費用の全額を交付することになっているが、担当者は経過年数を確認しているものの資料を添付していなかった。また、補助金確定に係る決裁においても、更新工事のしゅん工図面には商品コードが、請求書には型番が記載されており同一製品であることが分からず、工事施工写真でも確認できなかった。 決裁には根拠を示す書類を添付し、確認を徹底するよう適切な事務処理に努められたい。	予算決算会計規則及び上下水道局処務規程等の基本的知識の定着と適切な事務処理の意識向上を図るため、令和7年3月12日、13日に課内全職員を対象に会計事務等に関する研修会を実施し、その中で、決裁には、根拠を示す書類を添付すること、決裁に関わる各職員が日付や記載内容に誤りがないか確認を徹底することを改めて周知徹底した。 また、人事異動等による問題の風化を防ぐために、4月に定例監査の内容について主査以上で情報共有と再発防止の注意喚起を行った。	R7.8.18
	水道管路課	06-24	意見	工事の入札において、公告後取止め・中止が10件あり、その内訳は公告の記載内容の間違いが8件、積算ミスによるものが2件となっている。入札の取止め・中止は入札参加者からの信頼が失われるおそれがあるため、関係部署との連携を図りチェック体制を強化するなど、適切な入札の事務処理に努められたい。	総務課と連携し、以下のようなチェック体制の強化を図った。 令和7年2月26日から、これまで担当者2名で実施していた決裁前のチェックに主査を加えるとともに、決裁文書に、電子入札システムへの入力画面のハードコピーを添付して管理職も確認できるようにし、同日（令和7年2月26日）にマニュアルの再整備を実施した。	R7.8.18
	下水道整備課	06-24	指摘事項	下水道工事設計積算システム機器等賃貸借（その3）において、検査合格として支払手続をした後に仕様書に定めるデータ消去及び機器撤去を行っていた。完了検査については全ての業務が完了した後に行うべきであるので、適正な検査事務をされたい。	今後は、「データ消去及び機器撤去が完了した日」に賃貸借契約完了検査を行うことを、業者との共通認識とするよう、令和7年2月26日にメール等により局内に周知徹底を行った。	R7.8.18
		06-24	意見	老朽管更生工事（その2）において、特記仕様書に「局地的な大雨に対する増水に備えるための安全管理計画を施工計画書に明記する。」とあるにもかかわらず、施工計画書を見ると安全管理計画として具体的に明記されていなかった。工事の安全の確保に万全を期すため、十分に請負者と事前の協議・検討を行い、安全管理計画を施工計画書に明記させるよう、適切な指導に努められたい。	「局地的な大雨に対する下水道施設内工事等の安全に関する特記仕様書（豊橋市上下水道局）」で定めた「局地的な大雨に対する下水道施設内工事等の安全管理計画」により、受注者に対し、具体的な安全管理計画を策定し、施工計画書に添付するよう令和7年2月26日に指導したほか、同日にメール等により職員に対して周知徹底を行った。	R7.8.18